

## 別記（認証取得・生産拡大）

### 有機 J A S 認証取得支援・有機農産物生産拡大支援

#### 第1 事業の目的

県内農業者等による有機 J A S 認証取得に必要な経費の一部を補助することにより、有機 J A S 認証取得を促進し、有機 J A S 認証取得者が生産規模の拡大を進めていく上で、必要な取り組みに対して支援を行うことで、県内有機農業の一層の拡大を図る。

#### 第2 事業の内容

上記の目的を達成するために必要な以下の取り組みに要する経費に対して支援を実施する。  
なお、対象経費や要件、補助率等は有機 J A S 認証拡大支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）別表のとおりとする。

##### (1) 有機 J A S 認証取得支援

新たに有機 J A S 認証を取得する者、有機 J A S 認証の既存取得者で有機 J A S 認証ほ場の規模拡大を行う者に対し、有機 J A S 認証取得に要する経費の一部を助成する。

ただし、初回経費分は国庫補助事業（持続的生産強化対策事業のうち有機農業推進総合対策（有機農業新規参入者技術習得支援事業））の支援対象要件を満たすことができない場合もしくは同事業に応募し、採択されなかった者に限る。

なお、本支援においては、登録認証機関が実施する現地審査（実地検査）をもって事業着手とする。

##### (2) 有機農産物生産拡大支援

有機 J A S 認証取得者が有機農産物の生産拡大を図るために必要な有機栽培技術習得、有機農産物の取引拡大活動等に対する取り組みに係る経費の一部を助成する。

#### 第3 事業実施主体

それぞれの事業区分に該当する事業実施主体は別表のとおりとする。

なお、別表で各事業区分ごとに定める要件を満たす者に限る。

#### 第4 事業の実施等手続き

本事業の実施手続きは、以下により行うものとする。

(1) 事業実施主体は、交付要綱第3に基づき、実施計画承認申請書（別記様式第1号（認証取得・生産拡大））に事業実施計画書（別記様式第2号（認証取得・生産拡大））を添付し、住所地の市町村長に提出するものとする。

(2) 市町村長は、事業実施主体から事業実施計画書の提出があったときには、これを審査し、事業実施主体が、別表で定める要件をすべて満たしていることを確認した上で、適当と認めるときは、隠岐支庁・農林水産振興センター（以下「センター等」という。）を経由して知事に提出するものとする。

(3) 事業実施主体は、補助金交付要綱第4に基づき重要な変更を行おうとするときには、(1) 及び (2) に準じて行い、その承認申請は、事業実施計画変更承認申請書（別記様式第3号（認証取得・生産拡大））に事業実施変更計画書（別記様式第2号（認証取得・生産拡大））を添付して行うものとする。

(4) 市町村長が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第5に基づき、センター等を経由して知事に提出するものとする。

(5) 市町村長は、事業が完了したときは要綱第6に基づき、センター等を経由して知事に提出し、速やかに検査を受けなければならない。

#### 第5 事業の報告

本事業を実施した事業実施主体が行う報告については、以下により行うものとする。

(1) 事業実施主体は、交付要綱第7に基づき、実施実績報告書（別記様式第4号（認証取得・生産拡大））に事業実績報告書（別記様式第2号（認証取得・生産拡大））を添付して、事業の実施手続きを行った市町村長に提出するものとする。

(2) 市町村長は、第4の(2)に定める事務手続きに準じ、知事に提出するものとする。

## 第6 事業達成状況報告

本事業を実施した事業実施主体が行う事業達成状況報告については、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から3年間、事業達成状況報告書（別記様式第5号（認証取得・生産拡大））を、毎年4月末日までに市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、(1)により提出された事業達成状況報告書を、毎年5月末日までにセンター等を経由して知事に提出するものとする。

## 第7 補助金の返還

本事業を実施した事業実施主体のうち、以下に該当する場合は、補助金の全額を返還するものとする。

- (1) 事業区分が「新規取得者支援」であって、事業実施年度の翌々年度まで有機JAS認証を継続して取得しなかった場合
- (2) 事業区分が「既存取得者の規模拡大支援」であって、事業実施年度の翌々年度まで有機JAS認証を取得した面積が拡大した面積を維持できなくなった場合  
ただし、病気や災害等のやむを得ない事由により達成が困難と認められる場合は、この限りではない。

## 第8 事業の実施期間

令和2年度から令和4年度までの3年間とする。